

重要事項説明書（訪問介護サービス）

あなたに対する訪問介護サービスの提供開始にあたり、厚生省令代 37 号 8 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者概要

事業所名称	丸八介護サービス
主たる事業所の所在地	名古屋市中村区西米野町 1-76-6
法人種別	有限会社
代表者名	飯尾 多門
電話番号	(052) 481-1915

介護保険法令に基づき 愛知県知事から指定を受けている 事業所名称（指定番号）	各事業所につき介護保険法令に 基づき愛知県知事から指定を受けて いる居宅介護サービスの種類
丸八訪問介護事業所 (2370500080)	訪問介護

2 ご利用事業所

ご利用事業所の名称	丸八訪問介護事業所
指定番号	愛知県 2370500080 号
所在地	名古屋西市米野町 1-76-6
電話番号	(052) 481-1915
通常の事業の実地地域	中村区・中川区・西区・南区・大治町

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態又は要介護支援状態にある高齢者に対し適正な 指定訪問介護を提供する事
運営方針	要介護者等の心身の特性をふまえてその有する能力に応じ自立 した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助 その他の生活全般にわたる援助を行う。

4 ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の従業員の種類	員数	勤務態勢
介護福祉士	7 人	常勤 7 名 昼勤（午前 9 時～午後 5 時）
看護師・訪問介護員養成研修 2 級課程を終了した者	40 人以上	非常勤 80 名 昼勤（午前 9 時～午後 5 時）

5 営業時間

営業日	月曜日～土曜日までとする。但し 12 月 29 日～1 月 3 日を除く
営業時間	午前 9 時～午後 5 時までとする
その他	電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

6 交通費実費

利用者の居宅が、当該事業所の通常の事業実地地域以外にあるときは、交通費の実費をいただきます。

7 サービスの概要

サービスの種類	利 用 料 (一割の場合)	サービスの種類	利 用 料 (一割の場合)
身体介護 1	2 7 4 円	生活援助 2	2 0 2 円
身体介護 2	4 3 5 円	生活援助 3	2 4 6 円
身体介護 4	7 2 7 円	身体 1 生活 2	4 1 9 円
身体介護 5	8 1 8 円	身体 2 生活 1	5 0 8 円

※夜：夜朝（25％） 深：深夜（50％）が上記の利用料に加算されます。

※初回加算・・・新規に訪問介護計画を作成した利用者に対し、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者自ら訪問介護を行う場合、又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う場合に同行訪問した場合、200単位の加算が付きます。

※緊急時訪問介護加算・・・利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者又は訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合、100単位の加算が付きます。

※介護職員処遇改善加算・・・介護報酬の総単位数（1日当たりの）×サービス別交付率（13.7％）＝介護職員 処遇改善加算の単位数（1単位未満は四捨五入）。

介護報酬としては、介護職員処遇改善加算の単位数×1単位の単価（11.05）となり、利用者の一割負担金が発生します。

※単位数が支給限度を超えた場合の実費について。

1. 全額実費（オーバー単位数×11.05 プラス訪問介護処遇改善加算の13.7％）

※利用者負担の割合については二割の利用者も有

8 緊急時の対応方法

利用者の主治医への連絡を行い、医師の指示に従って緊急連絡先に連絡いたします。

利用者の主治医	氏 名	
	所属医療機関の名称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
緊急連絡先	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
	昼 間 の 連 絡 先	
	夜 間 の 連 絡 先	

9 苦情相談室 Tel 052-481-1915 Fax 052-481-1903 管理者 飯尾 法子
中村区役所 Tel 052-453-5415 ・ 国保連 Tel 052-971-4165

（乙）当事業者は、甲に対する居宅介護サービスの提供開始にあたり

本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

（有）丸八介護サービス

名古屋市中村区西米野町 1-76-6

飯尾 多門

（甲）私は、本書面に基づいて乙から上記重要事項の説明を受けました。

私は、居宅介護サービスの提供開始に同意します。 年 月 日

利用者 住所

氏名

印

利用者の家族 住所

氏名

印